特許権維持要否にかかる調査票

先生の発明に係る下記特許権を維持するためには、特許庁に特許料を支払う必要があります。本学では特許権の設定登録後、第３年目、第６年目に特許権の維持の必要性について調査し、その要否を判断しております。具体的には、本特許権に関わる１．有効な技術移転契約の有無、２．実施中または実施予定の共同研究における特許権の維持必要性の有無、３．現存する起業の有無に基づき審査いたします。

つきましては、特許権維持の要否をご記入いただき、特許権の維持が要となる場合は、下記質問事項へのご回答をお願いいたします。

なお、特許権の維持の要否は、「特許権維持要否ガイドライン」に基づき決定いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 本調査票回答期限（産学連携課←発明者） | 平成　　年　　月　　日（ ） |
| 納付期限（特許庁←特許事務所←本学） | 平成　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 維持の要否 | * 要 □　否 | | |
| 学内管理番号 |  | | |
| 発明名称 |  | | |
| 特許番号 |  | 登録日 | 平成　　年 月 日 |
| 代表発明者 |  | 所属 |  |
| 1. 有効な技術移転契約の有無についてご記入ください（１年以内の見込み含む）。 | | | |
| ２．実施中または実施予定の共同研究における特許権の維持必要性の有無についてご記入ください（共同研究相手による特許権の維持要望があり、特許権を本学で維持することが適当であること）。 | | | |
| ３．現存する起業の有無についてご記入ください（１年以内の見込み含む）。 | | | |

注：　特許権の設定登録後、９年目以降は特段の事情がない限り、原則として特許権の維持はしないことといたします（「特許権維持要否ガイドライン」３条）。